第20回衆議院解散権行使の是非一新聞社説の検討を通して一

矢 次 眞

- 一 はじめに
- 二 衆議院解散権は内閣総理大臣の伝家の宝刀か
- 三衆議院解散権事前行使の是非
- 四 大義名分の存否
- 五 おわりに一衆議院解散権の概念を求めて一

一はじめに

2007年7月29日投票の第21回参議院議員通常選挙の結果、2005年9月11日投票の第22(=通常名44)回衆議院議員総選挙を経て衆議院での3分の2以上の議席を背景に構成された与党は参議院での多数議席を失い、与野党の議席数が逆転することになった。新しい衆参両院における議席配分を前に、早期の解散を主張する世論調査の結果や論調も散見される。そのような世論調査の結果や論調の是非について考えるためにも、第22回衆議院議員総選挙の前提である2005年8月8日の第20回衆議院解散権行使の認識、評価が改めて問題となる。

ところで、1952年8月28日の第2回衆議院解散権行使をめぐる1960年6月8日の苫米地訴訟最高裁大法廷判決から半世紀近くが経過したが、衆議院解散権行使をめぐる議論は深められることなく現在に至っている。第20回衆議院解散権行使という事実は衆議院解散権行使をめぐる議論の必要性を再確認させることになった。統治行為論等を論拠として議論を避けてい

るうちに第20回衆議院解散権行使という事実に直面する地点にまで立ち至ることになってしまった。

本稿の表題は「第20回衆議院解散の是非」ではなく、「第20回衆議院解散権行使の是非」である。衆議院解散は結果であり、衆議院解散権行使が原因である。衆議院解散という結果ではなく、衆議院解散権行使という原因を本稿は問題とする。

第20回衆議院解散権行使の是非という問題は問題の構成自体が論争的な問題である。問題を構成する論点の設定は論者により異るであろう。多数の論点から構成されている複合的な問題であり、是非の結論を簡単に導き出せる類の問題ではない。本稿では、第20回衆議院解散権行使の是非という問題に含まれている多数の論点の中から相互に関連する3つの論点だけに焦点を絞って、2005年8月9日付新聞社説(1)の検討を通して考察を加える。第一の論点は、衆議院解散権は内閣総理大臣の伝家の宝刀か、という論点、第二の論点は、衆議院解散権事前行使の是非、という論点、第三の論点は、第20回衆議院解散権行使には大義名分があったのか、という論点である。3つの論点は衆議院解散権という権限の本質という問題に結局のところ帰着することになる。今後の議論のための叩き台としての役割を果たすことを目指して執筆を試みたい。

- (1) 分析対象とする新聞は全国紙5紙(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞、産経新聞)、ブロック紙3紙(中日新聞、北海道新聞、西日本新聞)と地方紙(県紙)である。但し、地方紙は社説(論説)不掲載等の理由で除外した一部を除く発行部数10万部以上(日本新聞協会広告委員会編『2005年版全国新聞ガイド』社団法人日本新聞協会、2005年)に限定した。
 - 二 衆議院解散権は内閣総理大臣の伝家の宝刀か
- 1 衆議院解散権は内閣総理大臣(首相)に帰属すると書いている社説 「確かに、衆院の解散権は首相にある」(宮崎日日新聞)

「解散権は首相にある」(秋田魁新報)

なお、社説で内閣総理大臣(首相)の「専権事項」と書いている例は次 の通りである。

「確かに衆院の解散権は首相に与えられた専権事項である」(長崎新聞、 大分合同新聞、山形新聞、日本海新聞、大阪日日新聞、茨城新聞、南日本新聞、 岐阜新聞)

「解散は首相の専権事項である」(新潟日報)

「衆院の解散権は首相の専権事項 | (熊本日日新聞)

2 衆議院解散権は内閣総理大臣(首相)の「伝家の宝刀」と書いている 社説

「首相の解散権は『伝家の宝刀』と呼ばれる」(宮崎日日新聞)

「首相の解散権は『伝家の宝刀』とも呼ばれる」(日本海新聞、大分合同新聞、大阪日日新聞、長崎新聞、南日本新聞、山形新聞、岐阜新聞、山陰中央新報)

「小泉純一郎首相がついに伝家の宝刀を抜いた」(神奈川新聞)

「首相が『伝家の宝刀』を抜いた」(東奥日報)

3 伝家の宝刀という譬えの意味

『日本国語大辞典(第二版)』によれば伝家の宝刀とは、「その家に代々伝わっている名刀」「(転じて) いざという大事な時以外めったに用いないもの、事柄、手段などをいう。奥の手。切り札 (1) と説明されている。

4 衆議院解散権を内閣総理大臣の伝家の宝刀という譬えで説明することにより読者(主権者である国民)の中に形成される認識

衆議院解散権は内閣総理大臣の伝家の宝刀であるという文章を読んだ瞬間、読者(主権者である国民)の中に形成される認識はどのような認識な

のであろうか。次のような認識が形成されると推測される。①日本国憲法 上、衆議院解散権は内閣総理大臣に帰属すると明文規定されている。②日 本国憲法上、内閣総理大臣による衆議院解散権行使は無条件である。③だ から、日本国憲法上、内閣総理大臣は何時でも自由に衆議院解散権を行使 することが認められている。④だから、日本国憲法上、内閣総理大臣によ る衆議院解散権行使自体は問題にはならない。

5 衆議院解散権と伝家の宝刀の差異―譬えの限界あるいは危険性―

伝家の宝刀という譬えは、日本国憲法により設定されている制度上の権限である衆議院解散権という権限を認識した上で、その認識を伝達するために作り出された譬えなのではなく、衆議院解散権の行使という事実を前提として、その事実が制度適合的事実であるか否かは問題として意識されないまま、事実レヴェルで作り出された譬えであるという認識を持つことが重要である。事実レヴェルの衆議院解散権行使自体に問題が含まれているとすれば、事実レヴェルで行使された衆議院解散権を前提として作り出された譬えはどこまで行っても事実レヴェルで行使された衆議院解散権の説明にはならない。事実レヴェルで行使された衆議院解散権の説明にはならない。事実レヴェルで行使された衆議院解散権については、「首相の解散権は『伝家の宝刀』と〔も〕呼ばれる」けれども、日本国憲法を通して設定されている衆議院解散権という制度レヴェルの権限は、伝家の宝刀とは呼ばれてはならないという言い方がむしろ採用されなければならないと考えられる。

- 6 衆議院解散権は内閣総理大臣の伝家の宝刀ではない
- (1) 衆議院解散権は内閣総理大臣には帰属しない

2005年8月9日付新聞社説の中では例外に属するのであるが、「憲法上、解散権は内閣にある」(信濃毎日新聞)「確かに解散権は内閣にある」(高知新聞)と正確に書かれているように、衆議院解散権は内閣総理大臣には帰

属せず、内閣という合議体に帰属する(2)。しかし、日本国憲法の中で衆議 院解散権は内閣に帰属すると明文規定されている訳ではない。日本国憲法 の特定解釈学説に従えば、衆議院解散権は内閣に帰属すると解釈されてい るに過ぎない。ただし、その解釈学説が圧倒的な支配力を持ち続けている ので、衆議院解散権は内閣に帰属すると解釈されているとは言われずに、 通常、衆議院解散権は内閣に帰属すると断定で書かれている。本来は断定 で書くべきではなく、解釈されていると書くべきであろう。断定文を読ん だ読者(主権者である国民)は衆議院解散権が内閣に帰属するということ を議論の余地なき絶対的認識として受けとめ記憶することになるであろ う。その結果、衆議院解散権の認識、衆議院解散権行使の認識を誤る虞が ある。衆議院解散権の帰属主体という問題の存在を自覚しながら、現在 は、日本国憲法の特定解釈学説に従えば、衆議院解散権は内閣に帰属する と解釈されているという認識を持ちながら考えることが必要であるだろ う。

(2) 衆議院解散権は伝家の宝刀ではない

衆議院解散権は内閣総理大臣には帰属しないのであるから、衆議院解散 権は内閣総理大臣の伝家の宝刀ではない。それでは、衆議院解散権は内閣 に帰属すると解釈されているのであるから、衆議院解散権は内閣の伝家の 宝刀なのであろうか。

既述の通り、問題は伝家の宝刀という譬えの前提に存する。事実レヴェ ルの衆議院解散権行使を前提として伝家の宝刀という譬えが作られている と考えれば、衆議院解散権は伝家の宝刀である。事実レヴェルではあたか も伝家の宝刀であるかのように衆議院解散権は行使されてきたからであ る。

しかし、確かに事実レヴェルではあたかも伝家の宝刀であるかのように 衆議院解散権は行使されてきたのであるが、そもそも日本国憲法はそのよ うな権限として衆議院解散権という権限を設定し、そのような衆議院解散 権の行使を予定していたのであろうか。

日本国憲法により設定されている権限は全て、明文規定されているか否かには拘りなく、特定公共目的を実現するために設定されている筈である。衆議院解散権という権限も特定公共目的を実現するためにあえて設定されている筈である。そうであるとすれば、衆議院解散権の行使が無条件ということは本来あり得ないのであって、目的合理的な行使に衆議院解散権の行使は限定されるということになる。限定条件は何かという問題は論争的な問題であり簡単に結論を出すことは出来ないが、無条件行使を当然のこととして、行使条件をめぐって議論すること自体を論外として、問題意識が読者の中に生み出されることをあらかじめ抑制する機能を果すであろう伝家の宝刀という譬えは適切ではないと結論付けられると考える。

- (1) 日本国語大辞典第二版編集委員会編『日本国語大辞典(第二版)』第九 券、小学館、2001年、757頁。
- (2) 日本を代表する憲法学者が「衆議院解散権は総理の一身専属的な権限ではない」(芦部信喜『憲法(第四版)』岩波書店、2007年、311頁)という注記の必要を感じる程に、衆議院解散権は内閣総理大臣に帰属するという誤った理解が一般には支配していると思われる。

三衆議院解散権事前行使の是非

郵政民営化関連6法案に反対している与党衆参両院議員の行為を賛成に変更させるという目的を実現するための手段としての衆議院解散権事前行使という脅しの是非(衆議院議員に対しては2005年7月5日の衆議院本会議採決まで、参議院議員に対しては2005年8月8日の参議院本会議採決まで。解散権が行使された8月8日以降は最早脅し、すなわち衆議院解散権事前行使は存在しない)が問題とされなければならない。

1 認識された事実の社説によるさまざまな表現

「衆院解散の脅し」(朝日新聞)

「解散の脅し」「解散権を振り回す」「総選挙で負ければ下野することにな

ると危機感をあおった | (中日新聞)

「衆院解散をちらつかせて成立を急ぐ小泉首相の政治手法」(徳島新聞)

「究極の解散カードを持ち出」す(北海道新聞)

「『解散回避のため』として賛成を迫った」(愛媛新聞)

「解散風をちらつかせた|「強引な政治手法|(熊本日日新聞)

「解散権を盾に|「解散になれば自民党は野党に転落する|「解散権の矛先| (琉球新報)

「解散権を振り回せば」「首相が解散権行使の矛先を野党だけでなく自民党 反対派に向けていた|(山陰中央新報)

「衆院の『解散恐怖症』をあおり | 「造反組は公認せずと圧力を強めた | (岩手日報)

「ひたすら解散権を武器に強行突破路線を突き進んだ」「解散権を振りかざ せば | 「解散権行使の矛先を野党ではなく、自民党内の反対派に向けて いた | 「自民党内の権力闘争に解散権を持ち出した | (宮崎日日新聞)

「ひたすら解散権を武器に強行突破路線を突き進む」「解散権を振り回せ ば|「解散権行使の矛先を野党ではなく自民党内の反対派に向けていた ことも極めて異例の状況といえる|「自民党内の権力闘争に解散権を持 ち出した|(日本海新聞、大分合同新聞、大阪日日新聞、茨城新聞、山形新 聞、岐阜新聞、山梨日日新聞)

「ひたすら解散権を武器に強行突破路線を突き進む」「解散権を振り回せ ば|「解散権行使の矛先を野党ではなく自民党内の反対派に向けていた| 「自民党内の権力闘争に解散権を持ち出した」(長崎新聞)

「民営化法案に理解を求める努力を怠って『解散カード』をちらつかせて 賛成を迫ったのは脅しに等しい|「法案反対者を基本的には公認しない| (南日本新聞)

「解散権を使った党内反対者への意趣返し」(中国新聞)

「『反対するなら衆院を解散する』という脅しで成立を図った|「衆院での 反対者の公認拒否 | 「解散をちらつかせて衆院を脅す強権的やり方 | (山 58 (167)

陽新聞)

「『解散がいやなら法案に賛成を』の言葉など、『脅し』と受け取られても 仕方ないものだった | (神戸新聞)

「解散カードで圧力をかけた」(東奥日報)

「解散をかざして法案への賛成を迫った政治手法」(京都新聞)

「解散をちらつかせながら反対派を説き伏せようとする首相の強引な政治 手法」(福井新聞)

「首相は解散権の矛先を野党ではなく身内に向け、反対派を切り崩す道具 に使った」(新潟日報)

「小泉首相が抜いた伝家の宝刀の切っ先は、自民党政治に向かっている」 「強引ともいえる小泉流の解散」「首相は最初から最後まで『否決なら解 散』との強硬姿勢を崩さなかった」「解散権を武器に論議を封じる手法 では『強権的』と批判されても仕方がない」「今回の解散が自民党内の 争いに最大の原因がある」(信濃毎日新聞)

「その党内反対派の説得のために衆院解散、総選挙を持ち出してきたのは いただけない」「この『解散、総選挙だけは避けてほしい』という悲痛 な願いに付け込んで賛成票を集めようとしたのは、やはり姑息な手段だ ったといえよう」(福島民報)

- 2 認識された事実についての社説によるさまざまな上記表現に基づいて認識された事実の総合的再表現
- ① 郵政民営化関連 6 法案を衆参両院で可決することを内閣は目指している。
- ② 当該法案に反対票を投ずる予定の衆参両院議員が与党内に相当数いるので当該法案を衆参両院で可決することは難しい。
- ③ 当該法案に反対票を投ずる予定の与党衆参両院議員の投票行動を賛成票を投ずるように変更しなければならない。
- ④ 当該法案に反対票を投ずる予定の与党衆参両院議員は「『解散、総

選挙だけは避けてほしい』という悲痛な願い」(福島民報)を抱いて いる。

- (5) そこで内閣は、当該法案に反対票を投ずる予定の与党衆参両院議員 の「『解散恐怖症』をあお」(岩手日報)る。
- ⑥ 内閣は、「解散権行使の矛先を野党だけでなく自民党反対派に向け ていた | (山陰中央新報)、「解散権行使の矛先を野党ではなく〔、〕自 民党内の反対派に向けていた|(宮崎日日新聞、日本海新聞、大分合同 新聞、大阪日日新聞、茨城新聞、長崎新聞、山形新聞、岐阜新聞、山梨日 日新聞)「解散権行使の矛先を野党ではなく身内に向け」(新潟日報) ていた。
- (7) 内閣は、当該法案に反対票を投ずる予定の与党衆参両院議員に対し て「衆院解散の脅し」(朝日新聞)をかけ、「解散の脅し」(中日新聞) をかけ、「『反対するなら衆院を解散する』という脅し」(山陽新聞) をかけ、「『解散がいやなら法案に賛成を』の言葉」を使う「『魯し』 と受け取られても仕方ない」(神戸新聞)ことを実行し、「『解散回避 のため』として賛成を迫し(愛媛新聞)り、「究極の解散カードを持ち 出し(北海道新聞)し、「『解散カード』をちらつかせて賛成を迫し(南 日本新聞) り、「解散カードで圧力をかけた」(東奥日報)。
- (8) 「総選挙で負ければ下野することになると危機感をあお」(中日新 聞)り、「解散になれば自民党は野党に転落する」(琉球新報)と危機 感をあおる。
- ⑤ 「解散権をちらつかせ」(熊本日日新聞、山陽新聞、福井新聞)、「解散 権を振り回|(中日新聞、山陰中央新報、日本海新聞、大分合同新聞、大 阪日日新聞、茨城新聞、長崎新聞、山形新聞、岐阜新聞、山梨日日新聞) し、「解散権をかざし」(京都新聞)、「解散権を振りかざ」(宮崎日日新 聞)し、「ひたすら解散権を武器に強行突破路線を突き進」(宮崎日日 新聞、日本海新聞、大分合同新聞、大阪日日新聞、茨城新聞、長崎新聞、 山形新聞、岐阜新聞、山梨日日新聞)む。

- ⑩ それでも当該法案に反対票を投ずる予定の与党衆参両院議員に対しては「衆院での反対者の公認拒否」(山陽新聞)を宣言し、「造反組は公認せずと圧力を強め」(岩手日報)、「法案反対者を基本的には公認しない」(南日本新聞)。
- ① 当該法案に反対票を投ずる予定の与党衆参両院議員に対する以上の (政治) 手法は「強引」(熊本日日新聞、福井新聞)、「異例」(日本海新聞、大分合同新聞、大阪日日新聞、茨城新聞、長崎新聞、山形新聞、岐阜新聞、山梨日日新聞)「強権的」(山陽新聞、信濃毎日新聞)「姑息」(福島民報)と評される。

当該法案が否決された場合は内閣は必ず衆議院解散権を行使して衆議院 を解散する。衆議院解散を回避するためには、すなわち、衆議院解散権を 内閣に行使させないためには、当該法案に反対票を投じる予定の自民党所 属衆参両院議員の投票行動を変更させて賛成票を投じさせ、当該法案を可 決する以外には方法がない。そこで、切り札としての解散カードを切るこ とによって、当該法案の衆参両院での可決を図った。

切り札としての解散カードを切ることを可能にしている大前提は、衆議 院解散権は内閣に帰属するという日本国憲法の解釈と内閣は何時でも自由 に解散権を行使できるという日本国憲法の解釈である。

3 衆議院解散権事前行使、あるいは、「脅し」のメカニズム

当該法案には問題があるとの認識の下、反対の態度を表明し、投票に際しては、反対票を投じる予定の国会議員に対して、衆議院を解散して任期満了以前に解職させ、更に、来る衆議院議員総選挙に際しては、公認しないで当選を困難にし、選挙区には党公認の対立候補を立てて当選を一層困難にし、加えて、当選したとしても、無所属ゆえに政治活動を困難にさせることにより、「脅し」を加えて当該法案に賛成させようとする。以上の「脅し」が可能になる大前提は、内閣に自由な(無制限な)衆議院解散権行使を認めている学説(7条説、65条説、制度説を問わず)の存在である。

69条非限定無条件説は第20回衆議院解散権行使に至る上記事実の認識を前 提としても、依然として、自説を承認し続けるのであろうか。そうである なら、論点を新たに設定して論争することが求められる。衆議院解散権と いう権限の本質という論点である。

ところで、衆議院解散権事前行使を受けて与党所属衆参両院議員が投票 行動を反対から賛成に変更する心的過程は次のように推測される。

- 1 大前提 ①衆議院解散権は内閣に帰属する。
 - ②内閣の衆議院解散権行使は無条件である。
- 2 将来予測
- A 当該法案が否決された場合には、上記2つの前提を踏まえ、第二次 小泉内閣は衆議院解散権を行使して、衆議院を解散する。
- B 衆議院解散に続く衆議院議員総選挙で与党は議席数を減らし、その 結果、政権を失う可能性が高い。(1993年総選挙の結果、自民党は 1955年以来38年間に亘り継続して保持してきた政権を失った。政権喪失 の意味を実感している議員は多い。)
- C 衆議院解散に続く衆議院議員総選挙に際し、当該法案に反対票を投 じた議員は公認されない。(公認されなければ、落選する可能性が高 い。当選したとしても、無所属では政治活動に支障が出る。後援会も満 足しない。)
- 3 結論
- 結論1 将来予測A、B、Cを避けるためには、与党所属国会議員は、 仮令当該法案自体が重大な問題を含んでいるという認識の下、 断固反対であるとしても、賛成票を投じて、当該法案を可決成 立させなければならない。
- 青仟 当該法案に反対する議員は A、B、C という結果に対して責任 を負うことになる。しかし、政権喪失という重大な結果に責任 を取ることは誰にもできない。
- 結論 2 そこで、与党所属国会議員は当該法案に賛成する以外の選択肢

を持たない。

4 認識された事実を概念的に認識するための新しい概念を構成する必要性

衆議院解散権事前行使概念構成の必要性についてはじめに説明する。当 該法案可決という目的を実現するための手段として衆議院解散権事前行使 がなされていた。ところで、衆議院解散権事前行使の結果、衆議院同様参 議院でも当該法案が可決され、郵政民営化関連6法が成立していれば衆議 院解散権は行使されなかった筈である。衆議院解散権事前行使により最早 目的は実現されたのであるから、衆議院解散権を行使することは不要であ る。第20回衆議院解散権行使という歴史的事実は存在しなかった筈であ る。となれば、衆議院解散権行使の是非という問題が設定されることもな かったであろう。しかし、第20回衆議院解散権行使という歴史的事実が存 在しなければ問うべき問題は存在しなかったのであろうか。そうではない と考える。問うべき問題は厳然と存在していた。存在していたのではある が、衆議院解散権行使という概念しか構成されていなければ存在していた 事実を認識することが出来ない。通常は衆議院解散権行使という概念しか 構成されてはいないのであるから、事実認識が出来ないので、結局のとこ ろ、事実自体が存在してはいなかったということになってしまう。事実の 存在を認識できず、事実そのものが存在してはいないということになれば 問題はないという結論になるのは当然のことである。そこで、衆議院解散 権行使という概念では認識できない事実を認識するために衆議院解散権事 前行使概念を構成することが必要になる。構成された衆議院解散権事前行 使概念を使うことによってはじめて事実が認識され、問うべき問題が明ら かになるのである。ただし、当該概念を衆議院解散権事前行使概念と名付 けることの適切性については再考の余地がある。

衆議院解散権行使予告は衆議院解散権行使であると概念構成する必要性 を2005年の事実は教えている。概念を峻別するために所謂衆議院解散権行 使以前の衆議院解散権行使を衆議院解散権事前行使と呼び所謂衆議院解散 権行使を衆議院解散権行使と呼ぶことにする。「脅し」レヴェルの衆議院 解散権行使は衆議院解散権事前行使である。衆議院解散権事前行使を分析 の対象としなければ第20回衆議院解散権行使の認識は実現しない。むし ろ、衆議院解散権事前行使の中にこそ第20回衆議院解散権行使の本質が隠 れている。

認識された事実を批判する論拠

制度不適合的衆議院解散権行使事実の比喩的表現である伝家の宝刀とい う表現の無意識的思考支配が脅し手段としての制度不適合的衆議院解散権 事前行使を可能にしている。

衆議院解散権事前行使概念の構成を前提として、当該概念に適合する事 実レヴェルの衆議院解散権事前行使を認識、批判することがはじめて可能 になる。

認識された事実を批判する論拠は制度不適合的衆議院解散権事前行使概 念である。

6 認識された事実の批判

日本国憲法を诵して設定されている衆議院解散権概念を前提とする制度 適合的衆議院解散権行使概念は制度不適合的衆議院解散権事前行使事事を 認めない。衆議院解散権事前行使事実は制度不適合なのである。日本国憲 法が全く予定していない事実であり、衆議院解散権事前行使概念に適合す る事実レヴェルの衆議院解散権事前行使は日本国憲法を通して設定されて いる衆議院解散権概念を前提とする制度適合的衆議院解散権行使概念に適 合しない、あるいは、反する事実であり、認められない。

上記既述の、認識された事実についての上記表現に基づいて認識された 事実の総合的表現が事実であれば、それら事実は制度不適合的衆議院解散 権事前行使概念に適合すると考えられるのであるから、当然批判されるこ

64 (161)

とになり、日本国憲法上認められないという結論が導き出されるのではないかと考えられる。

四 大義名分の存否

衆議院解散権行使は無条件ではなく有条件であるという論拠を前提として、第20回衆議院解散権行使はその条件を満たしていないので批判されることになる。衆議院解散権行使無条件説、すなわち69条非限定無条件説を前提とすれば、大義名分の存否という論点自体が存在しない。69条説を前提とする大義名分の存否判断基準は衆議院による内閣不信任決議案可決あるいは内閣信任決議案否決の存否であり判断基準自体は問題とはならないが、69条非限定有条件説を前提とする大義名分の存否判断基準は論争的である。

1 社 説

第20回衆議院解散権行使には大義名分がないという趣旨の評価を多数の 社説は下している。大義名分に反するという趣旨の見出しを付けている社 説は次の通りである。

「大義名分なき衆院解散だ」(長崎新聞)

「大義名分なく憲政史上に汚点残した」(南日本新聞)

「名分なき衆院解散だ」(山形新聞)

「『政治空白』に大義なし|(岩手日報)

「衆院解散の大義は何か」(沖縄タイムス)

「大義名分のない衆院解散だ」(宮崎日日新聞)

「名分なき衆院解散だ」(大分合同新聞)

「解散、大義名分に疑問符|(日本海新聞)

「解散、大義名分に疑問符|(大阪日日新聞)

「解散の大義名分に疑問 | (茨城新聞)

2 大義名分という語の意味

「朱子学の用語」ではない「日本製の新語」である大義名分という語 (但し、「福沢によればいわゆる『孔子の春秋よる出たる』大義名分論 |(1) という 表現もある)、「儒教といえば名分論、朱子学の特色といえば大義名分論、 と考えることが、実は水戸学などによって形づくられた日本的な儒教観| であり、「主君に対する忠誠と国家の秩序に対する服従とを絶対視し、こ れを道徳の機軸におこうとする考え方 | を指す「名分論、大義名分論 |② を念頭に置く時、衆議院解散(衆議院解散権行使)の是非について考える に際して、大義名分という語を使用する、すなわち、大義名分という語が 担わされている大義名分の概念を想起することを不思議に思う。

問題は、大義名分に反するか否か、ではない。日本国憲法に基づく立憲 国家である日本国における衆議院解散権行使という事実を評価する基準は 日本国憲法以外には何もない。だから問題は、日本国憲法に反するか否 か、だけである。それ以外の問題を立てること、そのこと自体が、すでに 問題である。それ以外の問題を立てること、それは立憲主義の否定でなく て何なのであろうか。

3 衆議院解散権行使の是非を判断する基準としての大義名分

日本国憲法を通して明文規定されている衆議院議員の4年の任期を短縮 する権限である衆議院解散権を実際に行使するには余程の大義名分(日本 国憲法適合正当理由)がなければならないという考え方こそが日本国憲法 に内在する考え方なのではないだろうか。主権者である国民を納得させ得 る大義名分がなくても、兎に角、大義名分が形式的にでも出されさえすれ ばよいという考え方、恐らくは、1948年以来、現在に至るまで事実レヴェ ルで支配している考え方は日本国憲法に適合しない考え方なのではないか と思われる。

4 大義名分を問う社説の問題と大義名分を問わない社説の問題

大義名分を問う社説の問題とは、抽象的「大義名分」、漠然とした「大義名分」を問うことによって、そのレヴェルの問いで問いを終わらせて、むしろ本来問わなければならない筈の真の問題を隠してしまって、実は真の問題を問わないという問題である。「伝統的忠誠観―王朝的にせよ、『封建的』にせよ―のイデオロギー的役割」、「結局マイト・イズ・ライトという否定しがたい現実を隠蔽し、美化する」イデオロギー的役割⁽³⁾を大義名分を問う社説は果たしているのではないか、という問題である。

大義名分を問わない社説の問題とは、抽象的「大義名分」、漠然とした「大義名分」さえ問わないという問題に加えて、別の問題を立てて論ずることにより、別の問題に読者の関心を誘い、そのことによって真の問題を隠してしまって、結局は真の問題を問わないという問題である。ルークスの言う2次元的権力の行使が社説を通して新聞社によって行われているのである。いずれにしても、真の問題は国民からは見えなくされてしまい、あたかもそのような問題は元々なかったかのようにされてしまう。真の問題とは言うまでもなく、日本国憲法適合性問題である。国民主権原理が貫徹しているのか否か、国民主権原理が侵害されていないかどうか、という主権者である国民の立場に立てば、最大の関心が向けられる筈の問題なのである。

5 当該法案が参議院本会議で否決されたので解散権を行使して衆議院 を解散することにより当該法案を成立させるという大義名分の正当性

批判論は参議院の構成不変性(中日新聞、山梨日日新聞、高知新聞、佐賀 新聞、中国新聞、山陽新聞、神戸新聞)を論拠の一つとしている。

参議院本会議で否決された郵政民営化関連6法案を成立させるという目的を実現するための手段として第20回衆議院解散権行使が選択された。第20回衆議院解散権行使の目的は衆議院議員総選挙の実施、すなわち、衆議

院の構成の変更である。しかし、衆議院の構成が内閣にとって好ましい構成に変更されたとしても、郵政民営化関連6法案を否決した参議院の構成は不変である。だから、第20回衆議院解散権行使という手段は郵政民営化関連6法案を成立させるという目的に適合していない。そこで、第20回衆議院解散権行使は批判されることになる。

複数の社説が指摘している上記の根拠に基づく批判は合理的である。 しかし、反批判も予想される。

第一の反批判は、内閣を作っている政権政党が3分の2以上の議席を獲得すれば、憲法59条により、衆議院の議決だけで郵政民営化関連6法案を成立させるという目的を実現することができる。それゆえ、解散権行使は目的合理的であると考える。

確かに、制度上は可能ではあるが、日本国憲法体制下の事実を踏まえれば、現実には極めて困難なことである。

第二の反批判は、総選挙の結果如何では、当該法案に反対票を投じた参議院議員の投票行動が変更されるので、当該法案を成立させるという目的を実現することが出来る。それゆえ、解散権行使は目的合理的であると考える。

確かに、事実上は可能ではあるが、そして歴史的事実はそうなったのであるが、解散権行使の時点では可能性は極めて低かったと思われる。

歴史的事実は新たな問題を生み出すことになった。当該法案に反対票を 投じた参議院議員の投票行動が変更される場合は当該法案が大幅に修正さ れた場合であるが、現実にはそのようなことはなく、それにも拘らず投票 行動が変更されたということは投票行動を変更した当該参議院議員の問題 を提起することになる。

6 第20回衆議院解散権行使の是非を判断する基準としての日本国憲法 日本国憲法には衆議院解散権行使の是非を判断する基準が明文規定され ていない。それゆえ、衆議院解散権行使の是非を判断する基準は自明では ない。

7 第20回衆議院解散権行使の是非を判断する基準としての日本国憲法 の解釈

7条無条件説を代表とする69条非限定無条件説によれば、内閣はいつでも自由に衆議院を解散できる。衆議院解散権を行使するに際して、大義名分を必要としない。69条非限定無条件説を前提とすれば、大義名分の有無を問うこと自体が無意味となる。そこで、大義名分の有無を問う社説は69条非限定無条件説を採用してはいないということになる。7条説を採るか否かはともかく、有条件説を採用していることになる。大義名分の有無を問わない全国紙を含む多数の社説は7条無条件説を含む69条非限定無条件説を採用しているのであろうか。

8 第20回衆議院解散権行使の是非を判断する基準としての国民主権原 理

大義名分の有無を判断する基準が問題となる。

日本国憲法に基づく立憲国家である日本国における衆議院解散権行使の 大義名分の有無を判断する基準は最終的には国民主権原理である。

問題は、新聞社説が国民主権原理を基準として大義名分の有無を判断しているのか、という点に存する。

国民主権を原理とする日本国憲法を尊重擁護する義務を負う内閣という 国家機関を前提として、その前提に照らして見たとき、当該衆議院解散権 行使は前提に適合しているのかと、主権者である国民を代表して、新聞社 説は問わなければならない。何に対しての大義名分なのか。勿論、国民主 権を原理とする日本国憲法に対しての大義名分である。内閣は国民主権を 原理とする日本国憲法を尊重擁護する義務を負うことを前提に存在してい るのである。

内閣総理大臣職という国家機関を中心とする内閣という国家機関を構成

する国家機関を担当する公務員は、国民主権を原理とする日本国憲法を尊 重擁護する義務を負うことを絶対的前提として存在しているのである。更 に次のように言わなければならない。人権保障を原理とする日本国憲法に 対しての大義名分である。内閣総理大臣職という国家機関を中心とする内 閣という国家機関を構成する国家機関を担当する公務員は、人権保障を原 理とする日本国憲法を尊重擁護する義務を負うことを前提に存在している のである。

すなわち、内閣総理大臣職という国家機関を中心とする内閣という国家 機関を構成する国家機関を担当する公務員は人権保障と国民主権を原理と する日本国憲法を尊重擁護する義務を負うことを絶対的前提として存在し ているのである。

忠誠の対象としての大義とは人権保障と国民主権を原理とする日本国憲 法である。だから、国家機関(国会、内閣、裁判所を問わず)担当者が人権 保障と国民主権を原理とする日本国憲法という大義に反したときは、主権 者である国民は反逆しなければならない。人権保障と国民主権を原理とす る日本国憲法への忠誠を誓い、人権保障と国民主権を原理とする日本国憲 法を大義と考えるならば、忠誠を実現するために、大義のために、国家機 関(国会、内閣、裁判所を問わず)担当者が人権保障と国民主権を原理とす る日本国憲法という大義に反したときは、主権者である国民は反逆しなけ ればならない。この観点からすれば、憲法保障の問題は極めて重要な問題 となる。

- (1) 丸山眞男「忠誠と反逆」『丸山眞男集』第八巻、岩波書店、1996年、203 百。
- (2) 尾藤正英「水戸学の特質」今井宇三郎、瀬谷義彦、尾藤正英校注『水戸 学 日本思想体系53、岩波書店、1973年、560頁。
- (3) 丸山眞男、前掲書、201頁。

五 おわりに―衆議院解散権の概念を求めて―

伝家の宝刀という比喩的表現の批判を通して日本国憲法に適合する衆議 院解散権の概念を探究した上で、衆議院解散権事前行使概念を構成するこ とによりこれまで見落とされてきた事実を認識する必要性を指摘し、日本 国憲法に適合する条件付衆議院解散権行使の概念を模索した。

以上の分析は本稿筆者の問題関心を前提とする一つの分析であり、勿 論、多様な他の視角からの分析も可能であり、別の分析結果が導き出され ることになるであろう。

本稿は、第20回衆議院解散権行使には極めて重大な問題が含まれている、という問題意識を前提とする立場からの一つの分析に止まる。その問題意識自体が問題であり、検討の対象とされるべきことは言うまでもないことである。

「安保の、五月十九日によって引き起こされた危機を、議会制民主主義の論理を貫徹するかたちで解決しておかなかったということが、どんなに大きな禍根をあとに残したか」(1)という福田歓一氏の述懐は1960年5月19日から約5年半後のものであるが、2005年8月8日から約2年後の現在、類似の述懐を繰り返さないためにも、2005年8月8日「によって引き起こされた危機を、議会制民主主義の論理を貫徹するかたちで解決してお」くことが是非とも必要であると考える。

国民主権原理、国民代表制、選挙制度、選挙分析、選挙訴訟等の主権者である国民の代表を選び出す選挙をめぐる諸問題についてはこれまでに多大な関心が向けられ、検討のための時間とエネルギーが多量に消費されてきた。それに引き換え、主権者である国民の代表を選び出す選挙の結果を一瞬にして否定してしまう、衆議院解散権行使をめぐる諸問題については、余りにもバランスを失する程に関心が向けられず、時間とエネルギーが消費されていない。不可思議と言う外に言葉が見つからない。どうして

なのであろうか。本稿は主権者である国民の代表を選び出す選挙への関心 と同程度の関心を選挙によって選び出された主権者である国民の代表であ る衆議院議員全員を任期満了以前に同時解職する権限である衆議院解散権 の行使をめぐる諸問題に対しても向けるべきであるという考えに支えられ ている。

本稿では、第20回衆議院解散権行使の是非という問題を構成する多数の 論点の一部に焦点を合わせて検討を試みた。他の論点についての検討を加 え、今後、第20回衆議院解散権行使の是非という問題を総合的に研究する ことが日本国憲法に適合する衆議院解散権行使を実現して行くためには是 非とも必要なことであると考える。

(1) 座談会「戦後民主主義の危機と知識人」『世界』1966年1月号(『藤田省 三対話集成1』みすず書房、2006年、314頁)。